

「大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の開催について」の一部改正について

〔令和7年2月3日〕
国際博覧会推進本部決定

大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の開催について（令和2年12月21日国際博覧会推進本部決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の開催について	大阪・関西万博関係府省庁連絡会議の開催について
1 [略]	1 [略]
2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。	2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。
議長 国際博覧会担当大臣	議長 国際博覧会担当大臣
副議長 内閣官房副長官補（内政担当）	副議長 内閣官房副長官補（内政担当）
内閣官房国際博覧会推進本部事務局長	内閣官房国際博覧会推進本部事務局長
経済産業省商務情報政策局首席国際博覧会統括調整官	経済産業省商務情報政策局首席国際博覧会統括調整官
構成員 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長	構成員 内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長
内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣官房危機管理審議官	内閣官房危機管理審議官
<u>内閣広報官</u>	<u>内閣官房内閣審議官（内閣広報室）</u>
<u>内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局次長</u>	<u>内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局次長</u>
内閣官房アイヌ総合政策室長	内閣官房アイヌ総合政策室長
内閣官房水循環政策本部事務局長	内閣官房水循環政策本部事務局長
内閣府政策統括官（防災担当）	内閣府政策統括官（防災担当）
内閣府男女共同参画局長	内閣府男女共同参画局長
内閣府地方創生推進事務局審議官	内閣府地方創生推進事務局審議官
内閣府知的財産戦略推進事務局長	内閣府知的財産戦略推進事務局長

<p>内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官 内閣府宇宙開発戦略推進事務局長 内閣府総合海洋政策推進事務局長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局政策立案総括審議官 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁国民向けサービスグループ長 復興庁統括官 総務省大臣官房総括審議官 出入国在留管理庁次長 外務省経済局長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房総括審議官 文化庁次長 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省大臣官房総括審議官 国土交通省総合政策局長 観光庁次長 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房長</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官 内閣府宇宙開発戦略推進事務局長 内閣府総合海洋政策推進事務局長 警察庁長官官房総括審議官 消費者庁次長 こども家庭庁長官官房長 デジタル庁国民向けサービスグループ長 復興庁統括官 総務省大臣官房総括審議官 出入国在留管理庁次長 外務省経済局長 財務省大臣官房総括審議官 文部科学省大臣官房総括審議官 文化庁次長 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省大臣官房総括審議官 国土交通省総合政策局長 観光庁次長 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房長</p> <p>3～5 [略]</p>
---	---

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。